

横浜市栄区庄戸三丁目町会

会 長 工藤 幸子 様

道路対策部長 岩倉 正剛 様

9月19日に手紙でいただいた件について、次のとおりお答えします。

はじめに、本件については、過去の資料の確認などに時間を要したため、回答が遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

今回のボーリング調査は、横浜環状南線の道路設計を行うため、また、地域の方々に工事等の説明をするために必要な作業として、事業者である東日本高速道路株式会社が実施したもので、本市としても事業を進めるうえで必要な作業と考えています。

ボーリング調査を行うにあたり、本市は東日本高速道路株式会社から、不測の事態により、安全に作業が行えないと判断した場合は、フェンスの一部を撤去し、調査終了後、復旧するという事を事前に聞いていました。また、調査中は、事業用地の管理に必要な仮フェンスを設置し、第三者が立ち入りできないことを確認しています。

なお、ボーリング調査を行った事業用地に設置してあるフェンスの所有権は、本市が国に事業用地を売却した時点で、国に移転しているため、本市は東日本高速道路株式会社に対して、フェンスの撤去中止の要請や抗議などを行う立場ではありませんが、調査終了後、速やかにフェンスを復旧し、引き続き、事業用地を適正に管理するよう、東日本高速道路株式会社に依頼しました。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

平成26年10月31日

横浜市 道路局 横浜環状道路調整部 事業調整課長 中村 信治

(事業調整課 電話：045-671-2778 FAX：045-651-2325)

(広聴 第26-900005号)